

○中小企業等の経営強化に関する基本方針

(平成十七年五月二日)

(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)

改正 平成二四年 八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産

業省、国土交通省告示第一号

同 二八年 七月 一日同

第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第三条第一項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

中小企業等の経営強化に関する基本方針

(平二八総省厚労農水経産国交告一・改称)

第1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

国は、市場メカニズムの下での創業者及び新規中小企業者の自主的な努力を前提として、創業者及び新規中小企業者が行う創意工夫に満ちた事業活動を幅広く支援し、創業者及び新規中小企業者が創業後の経営リスクに備えるための技術力・経営力の向上を図る。

2 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

国は、創業者及び新規中小企業者の事業活動を促進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

一 創業意識喚起支援、資金支援、販路開拓支援、人材支援、研究開発支援、知的財産支援、財務・会計面の支援、情報提供等の政策的支援の充実を図ること。

二 セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、支援施策の創業者及び新規中小企業者に対する周知徹底に努めるとともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。

三 創業初期段階から事業化に至るまでの各段階ごとの課題に応じた内容について、総合的かつ一貫した施策とすること。

四 関係省庁が密接に連携するとともに、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の支援機関のほか、大学や、地域に密着したきめ細かいサービスを提供するNPO(特定非営利活動法人)等とも連携しながら、利用者の立場に立って既存の施策との効果的な連携に努めること。

第2 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、

業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

二 多様な取組

知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等で、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。

2 経営革新の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二 経営指標

以下の二つの経営指標を支援に当たっての判断基準とする。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標あるいは参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

イ 付加価値額の向上

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が十五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には九%以上の目標を、四年間の場合には十二%以上の目標を求める。

注）付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 経常利益の向上

経常利益について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は3%以上の目標を、四年間の場合には4%以上の目標を求める。

注）経常利益の算出については、計画の承認を受けた中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の

事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国や都道府県は、海外における経営革新のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

二 計画進捗状況についての調査

国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。また、定期的に経営革新計画の進捗状況を事業者自ら把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況も把握する。

三 外部専門家の活用

国や都道府県は、経営革新計画の承認、計画進捗状況の調査及び指

導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定経営革新等支援機関その他の外部の専門家の知見を活用する。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じて経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第3 異分野連携新事業分野開拓

1 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項

一 異分野

「異分野」とは、日本標準産業分類における細分類（四桁）において、異なる分類に属しているものを指す。ただし、同分類に属しているものであっても、連携事業を行うために持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は異分野とするなど、事業を行うために持ち寄る経営資源の実質的内容により判断する。

二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな

提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。「新事業分野開拓」が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動を支援する。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とする。

三 新事業分野開拓

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によって、市場において事業を成立させることを指す。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ蓋然性が高く、その後も継続的に事業として成立することが求められる。

四 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

五 財務面の要件

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、十年以内に融資返済や投資回収が可能なるものであり、資金調達コストを勘案し、当該事業について一定の利益を上げることが要件とする。

2 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項

一 中核となる中小企業の存在

連携事業に参画する事業者等が一体的に活動するため、連携内リーダーシップを発揮し、事業連携の核となる中小企業（コア企業）が必要である。

二 中小企業の主体的参画

異分野連携新事業分野開拓計画には二以上の中小企業の参加が必要であるが、事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合には、支援対象外とする。

三 参加事業者間での規約等の存在

当事者間の規約等を策定し、工程管理や品質管理が統一的行われるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方を明確化し、市場から信用される体制を構築することが必要である。なお、連携事業者には、互いに競争力を維持し、努力しない事業者は自律的に連携事業から退出することとされるなどの緊張感ある関係を有することが望まれる。

3 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及び

その組合せに関する事項

一 提供される経営資源の内容

「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源を指す。連携事業に参加する各主体が持ち寄るそれぞれの強みである経営資源が計画の中で具体的に示され、新事業活動がそれらの組合せにより可能となったものであることが必要である。

二 経営資源の組合せ

経営資源の限られる中小企業においては、経営資源の従来見られな

い組合せを行うことが、新事業分野開拓につながる蓋然性が高い。また、中小企業者同士のみならず、大学、試験研究機関、中堅・大企業、NPO（特定非営利活動法人）等、他の関連事業者等とも連携することが大きな効果を生む。

なお、単に共同購買を行うのみの場合等の新たな事業活動の創出につながらない連携や、親事業者と下請事業者の取引関係、通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士については、支援対象外とする。

4 海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

二 異分野連携新事業分野開拓が生まれる環境の整備

国は、柔軟なグループの形成の土壌である産業クラスター計画、産学連携、産業集積、異業種交流の促進等周辺環境整備に努めるものとする。

三 国として行う支援の在り方

国は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の形成段階から事業の実施まで一貫して、重点的、集中的な支援を行うため、経済産業局及び

独立行政法人中小企業基盤整備機構が連携することにより、各地方ブロックに支援体制を構築する。

当該支援体制には、金融機関、商社又は支援機関の出身者、有識者、起業経験者その他のビジネス実務に精通した者をプロジェクトマネージャーとして配置し、民間活力を活用して、異分野連携新事業分野開拓計画に関する事業性についての評価を行う。有望な事業については、プロジェクトマネージャーを中核とした支援チームを組成して、事業計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、事業者の立場に立った必要な支援を行うものとする。

四 異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大

国は、都道府県や民間など幅広い主体と連携し、異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介は、事業者全般に対して他者との連携の重要性を周知し、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことを踏まえ、施策の効果的な広報を展開することとする。

また、定期的に認定事業についての情報を収集し、支援策の在り方や、指標等の見直し、他の施策との融合など、新連携に関連する施策全般の不断の見直しを行い、「異分野連携新事業分野開拓」の取組の拡大を図る。

五 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、異分野連携新事業分野開拓の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第4 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上

「経営力向上」とは、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、第二号から第五号までに掲げる事項とする。

二 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

経営力向上に資する知識の習得又は技能の向上のための教育訓練、熟練技能者の技能承継のための教育訓練その他の事業者がその雇用する従業員に対して実施する教育訓練をいう。

三 財務内容の分析の結果の活用

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の事業者の経

営力把握に有用な財務情報の数値について把握し、適切な非財務情報と組み合わせることで、経営力向上に係る管理すべき指標を定めるとともに、当該指標により、当該事業者の過去の状況、同業他社の状況又は業界平均値等と比較し、当該事業者の経営の状況を把握することで得られた情報を、事業活動に活用することをいう。

四 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

客層ごとの購買傾向の情報その他の商品又は役務の需要の動向を把握することで得られた情報を事業活動に活用することをいう。

五 経営能率の向上のための情報システムの構築

既製の情報システムの導入その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二 経営指標

労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループ

プによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注)労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、

労働投入量(労働者数又は労働者数

間)で除したものである。

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の

事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

二 雇用等の配慮

一人当たり年間就業時

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

三 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

四 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言

に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

五 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

六 中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

七 中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

八 計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第二条第二項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号に掲げる法人が作成する経営力向上計画については、医業又は歯科医業のみに係

る計画について認定の対象とする。

4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 現状認識

市場規模、市場の動向、企業規模の分布その他の当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向

二 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む中小企業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた取り組むべき具体的事項

三 経営力向上の実施方法に関する事項

当該事業分野の特性を考慮して設定される経営力向上に係る指標及び当該指標に係る中小企業者等が目標とすべき数値等

なお、事業分野別指針においては、基本方針に定める指標及び目標と異なる指標及び目標を定めることができることとする。この場合において、事業所管大臣は、基本方針に定める指標又は目標と異なる指標又は目標を定める理由を公表するものとする。

四 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

3の規定に基づいて定めるものとする。

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

第5の4から6までの規定に基づいて定めるものとする。

第5 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行うおととする中小企業又は経営力向上を行うおとする中小企業者等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュフロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

三 中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画を

円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三 経営革新等支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、経営革新等支援業務の実施体制を構築すること。

四 経営革新等支援業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、経営革新等支援業務を実施する体制を有していること。

3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項
イ 国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した経営革新等支援業務を行う認定経営革新等支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるように報告体制を整備するものとする。

ホ 国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ヘ 国は、商工会等からの報告内容、認定経営革新等支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定経営革新等支援機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定経営革新等支援機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

ト 国は、経営革新等支援業務の実績等が乏しい経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な研修プログラムを構築するものとする。

二 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

イ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業者等に対する案件の継続的なモニタリングを実施すること。

ロ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すこ

とのないようすること。

ハ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の円滑な実施の観点から、認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等）等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

ニ 認定経営革新等支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ 認定経営革新等支援機関は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

ヘ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「ローカルベンチマーク」の指標をはじめとした財務・非財務の基本事項について中小企業等と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、中小企業等が「ローカルベンチマーク」を活用することを促すこと。

注）「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等や支援機関が、企業の経営状態を把握し、事業者と認定経営革新等支援機関が互

いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに経営者、関係者、事業及び内部管理体制に係る四つの非財務情報から構成される。

ト 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「事業承継ガイドライン」を踏まえて、中小企業に対して計画的な事業承継に向けた取組を促すことにより、中小企業の事業承継を契機とした経営力向上を支援すること。

注）「事業承継ガイドライン」とは、中小企業が円滑に事業承継を行うための手引きである。事業承継計画の策定に当たつての留意点や、親族内承継、従業員承継、合併、買収による承継等の事業承継方法ごとの具体的な対策等について記載している。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

4 事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

中小企業者等の経営力向上に係る取組を支援するため、事業分野別経営力向上推進業務を実施するに当たっては、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推

進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修

当該事業分野に属する中小企業者等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練を行うこと。

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実に図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究、経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集し、整理し、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

5 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

一 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三 事業分野別経営力向上推進業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、事業分野別経営力向上推進業務の実施体制を構築すること。

四 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

6 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当

該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第6 新技術を利用した事業活動の支援

1 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び個人に対して支出の機会を増大を図るべきものの内容に関する事項

各省各庁の長及び特定独立行政法人等の主務大臣（以下「各省各庁の長等」という。）は、技術開発力のある中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下単に「個人」という。）に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るとともに、中小企業者とその研究開発の成果を利用して行う事業活動を支援することを通じて、中小企業者による新たな事業活動を促進することとする（以下、本制度を「中小企業技術革新制度」

という。)

中小企業技術革新制度の実施に当たり、経済産業大臣及び各省各庁の長等は、次に掲げる諸点に照らして、国及び特定独立行政法人等（以下「国等」という。）が交付する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（新技術補助金等）の中から、特定補助金等を指定することとする。

一 中小企業者及び個人に交付することができ、当該中小企業者及び個人がその成果を利用した事業活動を行うことができるものであること。

二 中小企業者及び個人その他企業等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された企業等に交付するものであること。

なお、中小企業者及び個人に行わせるべき経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題の提示を行うとともに、中小企業者及び個人の技術開発からその成果を利用した事業化までを一貫して支援するという中小企業技術革新制度の趣旨から、実現可能性調査、研究開発、事業化支援の各段階に応じた支援に努めるものとする。

2 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

各省各庁の長等は、特定補助金等の積極的な指定及びその中小企業者及び個人への支出の機会の増大等に向けて、連携して取り組むこととし、本制度を効率的かつ円滑に推進するため、次に掲げる諸点について十分

に配慮することとする。

一 中小企業技術革新制度を連携して実施していくための推進体制を整備すること。

二 特定独立行政法人等に対し、特定補助金等の事業年度を超える交付等の特定補助金等の執行の弾力化に努める等、中小企業技術革新制度を効率的かつ円滑に推進するよう指導すること。

三 中小企業者及び個人の中小企業技術革新制度への積極的な参加を促すため、セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、中小企業技術革新制度その他関連支援施策の中小企業者及び個人に対する周知徹底に努めるとともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。

四 中小企業者及び個人に対し、国等の研究機関（試験研究機関、大学等）の保有する研究開発成果の開示等を通じ、中小企業者及び個人が中小企業技術革新制度を活用するのに役立つ情報の提供に努めること。

五 中小企業技術革新制度に応募する中小企業者及び個人を審査するに当たっては、技術の新規性、事業化の可能性につき知見を有する人材を審査員に加える等の配慮をするとともに、その審査結果の理由を説明するよう努めること。

六 中小企業者及び個人が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果について、事業活動における効果的な利用を促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権の受託者への帰属の促進

等に努めること。

- 七 中小企業技術革新制度を活用する中小企業者及び個人の研究開発課題及び当該研究開発成果等につき、当該中小企業者及び個人に対する支援に関する諸機関（中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャー・キャピタル、金融機関等）に対し、連絡等に努めること。
- 八 中小企業者及び個人が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果について、その情報の開示等を通じて市場への普及の機会を増大に努めること。

- 九 国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業者及び個人に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、中小企業者の新技術を利用した事業活動の促進に寄与することから、特定補助金等に類するものと位置付け、中小企業技術革新制度の趣旨に十分に配慮した取組を行うこと。

第7 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が当該地域内において新たな事業活動を促進するためには、その有する地域産業資源を活用して事業環境の整備を主体的に行うことが重要である。そのため、都道府県等は、自ら作成する事業環境整備構想に基づき、新事業支援体制の整備と高度技術産学連携地域の活用を行うこととする。

注）これまで、新事業創出促進法等に基づく都道府県等の主体的な取組の結果、地域に存在する産業支援機関が連携し、地域産業に対して地域産業資源を適時適切にワンストップで提供する総合的な支援体制等が整備されてきたことに留意する必要がある。

1 新事業支援体制の整備に関する事項

都道府県等は、技術、人材、情報又は資金の各面における各種支援機関の間で連携の強化や統合を通じて、研究開発からその成果を活用した企業の自立的発展に至るまでの事業展開の各段階において適時適切な支援事業を行うための総合的な支援体制を、次に掲げる諸点に留意して主体的に整備することとする。

一 新事業支援機関に関する事項

都道府県等は、技術の研究開発及びその成果の移転の促進、経営能力の向上に資する研修指導、市場に関する調査研究及び情報提供、資金の融通の円滑化等の技術・人材・情報・資金面での支援事業を行う公益法人や株式会社（第三セクター方式によるものを含む。）等の各種支援機関を、新事業支援機関として事業環境整備構想の中に位置づけること。

二 中核的支援機関に関する事項

都道府県等は、以下の機能を効果的に担い、新事業支援体制の中心として支援事業を実施する機関を、中核的支援機関として認定すること。

イ 新事業支援機関相互の連携強化又は統合を進めることにより、新

事業支援体制の形成を促進すること。

ロ 他の新事業支援機関に関する情報提供を併せて行う新事業支援体制の総合窓口として機能すること。

三 新事業支援機関と中核的支援機関相互の提携又は連絡に関する事項

新事業支援機関は、中核的支援機関を中心に相互に提携又は密接な連絡体制を構築し、それぞれが有する支援機能を相互補完することによって、他の支援機関の事業についての情報を利用者に提供できるように努めること。その際、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業大学校等の地域における中小企業の振興を図る団体等との連携に配慮すること。

また、都道府県等は、新事業支援体制の整備に当たり、公設試験研究機関の強化等の技術振興に関する施策の充実及び地域企業が特許権その他の知的財産権を有効に活用できるよう情報提供等に努めること。

2 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

都道府県等は、事業者と研究機関との相互の交流・連携が活発に行われる場としての高度技術産学連携地域を、国土総合開発計画その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和に配慮しつつ、次に掲げる諸点に留意して設定・活用するものとする。

一 地域の設定は、原則として、市町村又は特別区若しくは指定都市の区を単位として、自然的経済的社会的条件から見た一体性を勘案しつ

つ行うこと。その際、複数の市町村により地域を設定する場合は、その総面積がおおむね十三万ヘクタール以下となること。

二 事業者と研究機関がそれぞれ相当数存在すること、との条件における「相当数」とは、個別の高度技術産学連携地域ごとに、当該地域の面積や、当該地域に存在する事業者及び研究機関の規模、技術水準等を勘案して、総合的に判断されるものであること。

三 新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれること、との条件における「相当程度」とは、個別の高度技術産学連携地域ごとに、当該地域における事業者の活動実態等を勘案して、総合的に判断されるものであること。

四 事業者と研究機関との相互の交流・連携を促進するための賃貸型の工場・事業場（いわゆるインキュベーション施設）を整備する場合には、高度技術産学連携地域における事業者・研究機関の特色を踏まえること。また、その運営に当たっては、各都道府県等において整備された新事業支援体制や各大学における技術移転機関等の産学連携を推進する機関を有効に活用するとともに、事業者の支援を行う人材を配置することにより、事業者と研究機関との相互の交流・連携や、事業者の新たな事業活動が円滑に行われるよう配慮すること。

改正文（平成二十四年八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号） 抄

平成二十四年八月三十日から施行する。

改正文（平成二八年七月一日総務省、厚生労働省、農林水産省、

経済産業省、国土交通省告示第一号）
抄
公布の日から施行する。